

佐賀県規則第3号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
様式第1号（第3条関係）		様式第1号（第3条関係）	
（表）		（表）	
略		略	
（裏）		（裏）	
退職手当計算書		退職手当計算書	
略		略	
退職 手当 の基 本額	略 附則第30項又は昭和48年条例附 則該当C（ <u>B × 0.87</u> ）	退職 手当 の基 本額	略 附則第30項又は昭和48年条例附 則該当C（ <u>B × 0.837</u> ）
略		略	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。